

平成 25 年 11 月 1 日

## 申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査

＜調査結果に基づく一般手続関連の勧告＞

＜東日本大震災関連の勧告に対する改善措置状況＞

総務省では、許認可等の申請手続の迅速かつ的確な処理と負担軽減を図る観点から、その実施状況を調査し、平成 25 年 3 月 1 日に、第一弾として、東日本大震災における被災者支援のための手続を対象に勧告を取りまとめました。

今回は、その第二弾として、全国共通の一般的な申請手続について、上記の東日本大震災関連の調査結果で明らかになった視点を踏まえ、その実施状況の調査結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

また、上記の東日本大震災関連の勧告に対する改善措置状況について、全 6 府省からの回答を受け、その概要を取りまとめましたので、公表します。

### 【本件連絡先】

総務省行政評価局 内閣、規制改革等担当室

担 当：柏尾、高橋、宮原、高野

電 話：03-5253-5440（直通）

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)

# 申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査(一般手続関連)結果に基づく勧告

勧告日:平成25年11月1日

勧告先:金融庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省

## 背景

### ○震災関連手続調査 (H25.3勧告)

#### <勧告の主な視点>

①地域により異なる  
手続の統一化

②処理の迅速性や  
信頼性の確保

③申請者の手続負担  
の軽減

勧告の主な視点  
を中心に、全国  
共通の手続につ  
いても調査  
(17法律74手続)

統一性

迅速性

負担軽減

## 主な調査結果

①地域によって異なる申請書  
様式や添付書類

②窓口で即日処理される手続  
がオンライン手続では3日~  
4日

③行政機関が既に保有してい  
る情報を、重ねて添付書類  
として求めている。

## 勧告の主な内容

①申請書・添付書類の  
統一

②処理スピードの向上

③添付書類の削減など  
手続負担の軽減

## ①申請書・添付書類の統一

### 主な勧告

申請書・届出書の様式の統一を図ること。

### 調査結果

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告では、廃棄物の番号コードが統一化されていないため、事業者は、都道府県ごとに異なる番号コードを使用して書類を作成している。(環境省)

#### 【調査途上の改善例】

- ・ 全国9か所の地方運輸局ごとに異なっていた一般貨物自動車運送事業に係る申請書・届出書の様式を統一(国土交通省)

## ②処理スピードの向上

### 主な勧告

システムの改修等により業務処理の迅速化を図ること。

### 調査結果

- 労働保険の保険関係成立届では、窓口持参した場合には即日処理されるのに、オンライン手続では3日~4日を要している例がみられる。(厚生労働省)

#### 【調査途上の改善例】

- ・ 特殊車両通行許可申請は、車検証が添付書類として必要(審査期間は平均17日間程度)。特殊車両が新車の場合、自動車登録後の申請となるため、許可が下りるまでは事業に供せなかったが、車検証の事後提出を認めることにより、早期に事業に供することが可能となった。(国土交通省)

### ③添付書類の削減など手続負担の軽減

#### 主な勧告

行政機関が保有している情報と同種の添付書類は求めないこと。

申請代理者が電子署名を行う代理申請では、申請者本人などの電子署名を省略すること。

#### 調査結果

○ 帰化許可申請では、本省(入国管理局)が保有している外国人登録原票を出先機関(法務局)が添付書類として求めている。(法務省)

#### 【その他の調査結果】

- ・ 雇用保険適用事業所設置届では、職業安定所が、法令で定められていない添付書類を追加で求めている例がみられる。(厚生労働省)

○ 時間外労働・休日労働協定届(36協定届)など、オンライン利用が極端に低くなっている手続の中には、社会保険労務士などの申請代理者に加え、申請者本人からも電子署名を求めているものがある。(厚生労働省)

※ 電子署名とは、本人確認、改ざん防止のための暗号化技術を用いた電子的徴証

#### 【その他の調査結果】

- ・ 公認会計士試験の願書を手入するためのオンライン手続において、受験者本人の電子署名を求めている。(金融庁)

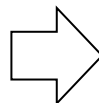
# 東日本大震災関連の勧告に対する改善措置状況

勧告先:内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省  
勧告日:平成25年3月1日 回答日:平成25年10月22日～25日

## 主な勧告事項

### 1 罹災証明の迅速な発行と信頼性の確保

罹災証明書の交付については、根拠となる法令がないため、市町村により様式や対象範囲が区々となり、被災者支援のスピードにも大きな開き。

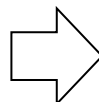


## 主な改善措置状況

- 災害対策基本法を改正し、罹災証明書の交付に関する根拠を規定(内閣府)
- 都道府県に対し、罹災証明書に関する技術的助言を実施(内閣府)
  - ・ 規程・様式、簡便なマニュアルの作成
  - ・ 職員育成、他の地方公共団体との連携確保
  - ・ 住家被害の再調査依頼が可能であることの周知

### 2 被災者の手続負担の軽減

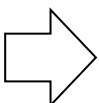
行政機関が既に保有している情報について重ねて書類の申請手続を求めているケース



- 社会保障・税番号制度の利用開始(H28予定)に併せ、被災者生活再建支援金の申請に必要な住民票の添付を不要とするよう措置(内閣府)
- 都道府県に対し、義援金、資金貸付などの申請に必要な罹災証明書、住民票などの添付省略に関する技術的助言を実施(厚生労働省)

### 3 被災者支援の確実な実施

被災者台帳の作成については、根拠となる法令がなく、被災者支援のための情報システムの活用が不十分。



- 災害対策基本法を改正し、被災者台帳の作成に関する根拠を規定(内閣府)
- 都道府県に対し、被災者支援のための情報システムの活用に関する技術的助言を実施(総務省)
  - ・ システム導入市町村 震災前39団体→214団体(H25.9)